

警戒水位暫定基準の解除について

1 背景

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、県内河川の堤防等が欠壊やクラックなど大きな被害を受けた。そのため、河川管理施設が復旧するまでの間、河川の洪水予報などの基準となる河川水位について、平成 23 年 4 月 21 日（平成 23 年 6 月 1 日 一部改定）から暫定的に引き下げて運用を行ってきた。

2 現地状況について

砂押川は、震災による災害復旧工事は既に完了しており、完了後の出水状況を含めても、震災前の堤防の機能の確保が確認出来たことから、暫定水位を解除しても支障ない状況であると判断される。

3 今後のスケジュール

震災関連の災害復旧事業完了と現地状況から、暫定基準を解除することとした。令和 4 年 5 月の水防協議会に諮り、令和 4 年 6 月 1 日から暫定基準を解除する。

<関係機関>

多賀城市、仙台市、利府町、仙台土木事務所、仙台管区气象台など

4 基準水位一覧表

種別	河川名	基準地点	水防団待機水位 (m)	はん濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	はん濫危険水位 (m)	備考
水位 周知 河川	砂押川	八幡橋	1.10 ↓ 1.40	1.40 ↓ 2.40	2.40 ↓ 2.50	2.50 ↓ 2.60	上段：暫定水位 下段：基準水位

5 河川の復旧状況

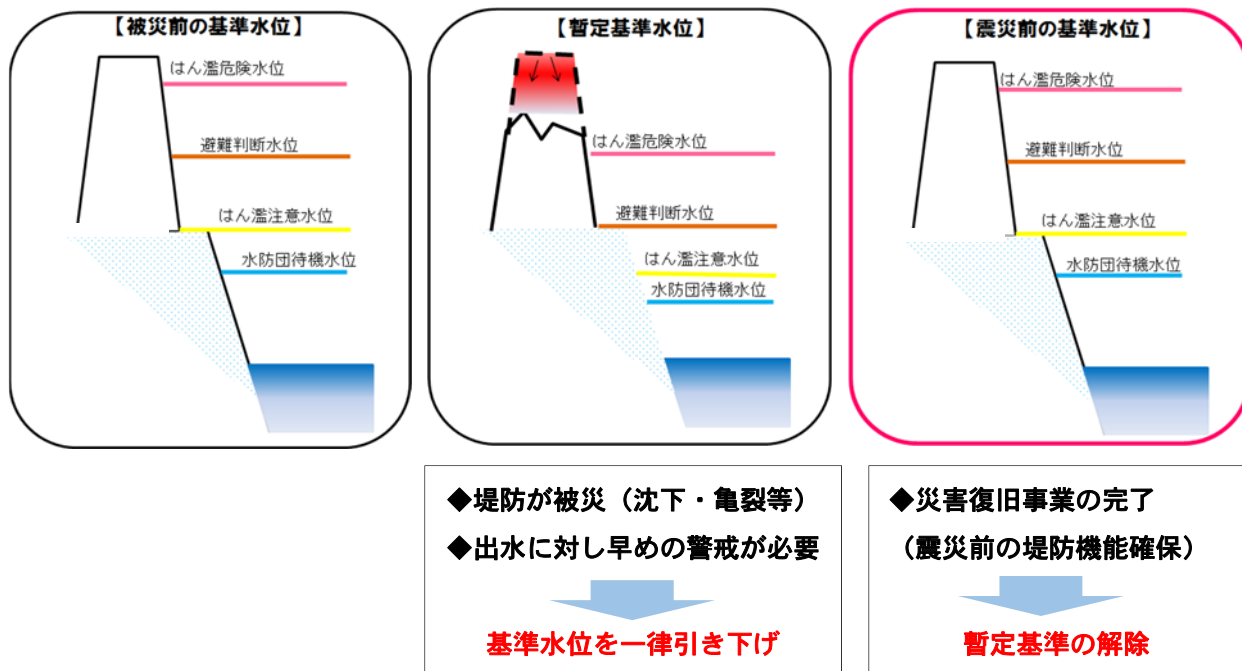
○砂押川（多賀城市大代地内）



基準水位の運用について

【基準水位の運用】

今回の基準水位の見直しは、平成 23 年 4 月に見直しを実施した観測所のうち、二級河川砂押川水系砂押川において、河川堤防の災害復旧工事により震災前の堤防の機能まで復旧したことから、暫定基準を解除するものです。



【基準水位の種類】

- はん濫危険水位：浸水被害の恐れのある水位。**避難指示の目安。**
- 避難判断水位：はん濫危険水位から、避難に必要な時間を差し引いた水位。**高齢者等避難の目安**
- はん濫注意水位：水防団出動の目安。また、出水時の河川管理巡視出動の目安。
- 水防団待機水位：水防団や河川管理巡視を準備する目安。